公立大学法人新潟県立看護大学理事長選考会議規程

（平成２５年４月５日規程第６号）

（趣旨）

第１条　この規程は、公立大学法人新潟県立看護大学定款（以下「定款」という。）第10条第３項に規定する理事長選考会議の運営に関し必要な事項を定める。

（構成）

第２条　理事長選考会議は、次に掲げる委員各３人で構成する。

(1) 定款第17条第２項第２号から第５号までに掲げる者の中から同条第１項に規定する経営審議会において選出された者

(2) 定款第20条第２項第２号から第４号に掲げる者の中から同条第１項に規定する教育研究審議会において選出された者

２　理事長選考会議の委員が理事長候補者に推薦された場合においては、その時点から当該委員の資格を失うものとし、当該委員を選出した審議会があらかじめ指名した補充委員をもって、理事長選考会議の補欠の委員に充てる。

（任期）

第３条　前条各号に定める委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前項の委員は、再任されることができる。

（審議事項）

第４条　理事長選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 理事長の選考及び解任等に関する規程の制定又は改廃に関する事項

(2) 理事長の選考に関する事項

(3) 理事長の解任に関する事項

(4) その他理事長選考会議に関し必要な事項

（議長）

第５条　理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　議長は理事長選考会議を主宰する。

３　議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した委員がその職務を代行する。

（招集）

第６条　議長は、次に掲げる場合に理事長選考会議を招集する。

(1) 理事長の任期が満了するとき

(2) 理事長が辞任を申し出たとき

(3) 理事長が欠員となったとき

(4) その他議長が必要と認めたとき

２　議長は、委員の３分の１以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事長選考会議を招集しなければならない。

（議事）

第７条　理事長選考会議は、委員の３分の２以上が出席しなければ成立しない。

２　理事長選考会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第８条　理事長選考会議が必要と認めたときは、理事長選考会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（議事録）

第９条　理事長選考会議における議事概要について、議事録を作成し保存する。

（庶務）

第 10 条　理事長選考会議の庶務は、事務局において処理する。

（規程の改廃）

第 11 条　この規程の改廃は、理事長選考会議の議を経なければならない。ただし、この場合の議事は、第７条第２項の規定にかかわらず、出席者の３分の２以上の賛成がなければならない。

（雑則）

第 12 条　この規程に定めるもののほか、理事長選考会議の運営に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成 25 年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行後、最初に招集される理事長選考会議は、第６条の規定にかかわらず、理事長が招集する。